

# (仮称) 中央通り公園 Park-PFI 発注支援業務委託仕様書

## 1 業務名称

(仮称) 中央通り公園 Park-PFI 発注支援業務委託

## 2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

※議会承認後、令和5年12月20日まで延伸予定。

## 3 契約限度額

14,802,700円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 4 業務目的

四日市市では、2027年東京一名古屋間のリニア中央新幹線の開通による経済効果を最大限に享受し、四日市市が将来にわたり、中部圏域で存在感を発揮し、中核的役割を果たしていくために、近鉄四日市駅・JR四日市駅の交通結節機能を強化するとともに、駅周辺区域をウォークアブルな中心市街地として歩行者中心の空間に再編し、あわせて空間の高質化を図り、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取り組みを進めている。

令和4年3月には、“ニワミチよっかいち”中央通り再編基本計画(第2期中間とりまとめ)を公表し整備の方向性を示しており、計画区間の内、国道1号からJR四日市駅の区間に創出される歩行者空間では、都市公園の兼用工作物指定を行い、公募設置管理制度(Park-PFI)による官民連携での利活用を予定している。

本業務は、“ニワミチよっかいち”中央通り再編基本計画を踏まえ、同区間においてPark-PFIを活用した賑わい創出が可能となるよう事業者公募、選定に向けた各種検討を実施することを目的とする。

## 5 業務委託の内容

業務に先立ち、業務計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、業務の進捗状況について、随時報告を行うこと。本業務内容の構成は以下に示すとおりとする。

### (1) Park-PFI 事業化検討およびサウンディング

“ニワミチよっかいち”中央通り再編基本計画を踏まえ、Park-PFIの事業者公募、選定に向け、下記項目の検討を行う。

なお、都市公園の範囲および公園の整備方針、本年実施された賑わい創出社会実験の結果および社会実験時に実施した民間事業者へのヒアリング結果等については発注者から提示するものとする。

#### ①事業スキームの具体化に向けた検討

社会実験時に実施したヒアリング結果等に基づき、類似事例調査を行うと共に、設計・整備・維持管理段階の官民の役割分担案等の事業スキームの検討および課題整理を行う。

#### ②事業実施に向けた課題等の解決策の検討

事業スキームの具体化に向けた検討における課題整理の解決方策案の検討を行う。

### ③民間事業者の役割分担および実施範囲の検討

民間事業者に求める賑わい創出機能や設計・整備・維持管理段階の役割を整理し、Park-PFIの導入範囲を検討する。

検討にあたっては、民間事業者へのサウンディング、費用対効果の算出を行う。なお、サウンディング先については発注者と協議の上決定する。

### ④事業スキームおよび事業スケジュールの検討

①～③の検討を踏まえ、事業スキームと都市公園法に定められた手続きを踏まえた事業スケジュールの検討を行う。

## (2) 打合せ協議

本業務の打合せは、設計業務において業務着手時、中間時 3 回、成果品納入時の計 5 回を予定するものとし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

## 6 業務の実施に係る留意事項

ア 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

イ 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

オ 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。

カ 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

キ 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ク 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

ケ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 7 成果品

成果品の提出については、次の通りとする。

### ① 検討報告書（A4版チューブファイル） 3部

各業務項目を漏れなく検討報告書として取りまとめること。

### ② 協議記録簿（A4版サイズ） 1式

### ③ その他、業務上作成した図表及び資料 1式

### ④ 上記資料の電子データ（DVD-R） 1式

[Word・Excel・AdobeIllustrator 形式、図面については sfc 形式]

## 8 準拠する規定及び基準等

本業務は、契約書及び本仕様書によるほか「三重県業務委託共通仕様書(令和3年11月制定)一部改正(令和4年11月1日)」により実施する。

また、本業務は、以下に掲げる技術基準等を適用するが、それぞれ最新のものを使用するよう留意すること。

- ①道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- ②道路構造令の解説と運用
- ③都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン
- ④その他関係法令、条例、適用基準等

## 9 支払方法

業務完了時に成果品を提出後に完了払

## 10 暴力団等不当介入に関する事項

### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格提出規準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (ウ) (ア)(イ)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

## 11 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、「四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程(平成27年10月6日訓令第9号)」に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

## 12 障害者差別解消に関する事項

### (1) 対応要領に沿った対応

- (ア) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱

いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。